

土木工事特記仕様書（令和 8 年 4 月 1 日以降適用）

- 第 1 条** 高川原排水樋門ほか改修工事は、本特記仕様書及び「徳島県農林土木工事共通仕様書」「徳島県農林土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、農林土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項）

- 第 2 条** 土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は、次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第 3 条** 「徳島県農林土木工事共通仕様書」に対する補足事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- （4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第 4 条** 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は阿南市内の気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上 対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上 対象）を用いることとする。

(本工事の特記仕様事項)

第5条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 適用規格

本仕様書の適用規格に対しては下記規格及び基準に基づいて行うものとする。

- 1) 徳島県農林土木工事共通仕様書 [徳島県]
- 2) 土地改良事業計画設計基準 [農林水産省構造改善局]
- 3) 鋼構造物計画設計技術指針 [農業土木事業協会]
- 4) 水門鉄管技術基準 [水門鉄管協会]
- 5) 日本工業規格 (J I S) [日本規格協会]
- 6) 労働安全衛生規則
- 7) 河川管理施設等構造令 [建設省]
- 8) その他関連法規、規定など

2. 工事範囲

- (1) 農業用施設機能保全計画に基づき、当該施設の機能を保全するために必要な対策工事を行うこと目的とし、高川原排水樋門、岡川左岸第1号樋門及び岡川左岸3号樋門の塗替塗装を行うものである。
- (2) 本仕様書及び添付図面に基づき別紙工事数量表に示すものの設計、輸送、据付ならびに試運転までとする。

高川原排水樋門【諸元】：ゲート

構造型式 鋼製ローラゲート

純径間×有効高 2.500m × 2.000m

設置数 1 門

岡川左岸第1号樋門【諸元】：ゲート

構造型式 鋼製ローラゲート

純径間×有効高 1.000m × 1.000m

設置数 1 門

岡川左岸3号樋門【諸元】：ゲート

構造型式 鋼製ローラゲート

純径間×有効高 2.000m × 1.500m

設置数 1 門

3. 塗 装

塗装仕様は、下記要領を標準とする。

塗装工程	塗料名	使用量 (kg/100 m ²)	標準膜厚 (μm)
素地調整	2 種		
プライマー処理	エポキシジンクリッチプライマー	15	15
2. 下塗り(1)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	31	80
3. 下塗り(2)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	31	80
4. 中塗り	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中塗り	18	40
5. 上塗り	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗り	14	30
計			230

4. 据付・撤去工事

1. 一般事項

- (1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工しなければならない。さらに、作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

2. 機器の輸送、搬入、据付・撤去

- (1) 各機器の輸送及び保管は、積載超過防止や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。
- (2) 各機器の搬入、据付・撤去の際は、機器本体、構造物に対して損傷をあたえることのないように注意すること。
- (3) 損傷・破損した場合は受注者において同等に復旧しなければならない。
- (4) 機器の据付にあたっては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据え付けなければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出の上、監督員の指示を受けること。

3. 既設塗膜

(1) 既設塗料に含まれる物質

本樋門の鋼材部に使用されている塗料には、下表に示す物質が含まれていることが、事前調査で判明している。適切な塗膜除去方法及び塗膜くずの処理を行うこと。

高川原排水樋門

調査箇所	項目		単位	試験結果	基準値	判定
扉体鋼材部	含有量	P C B	mg/kg	22000	0.50 以下	×
		鉛	mg/kg	19000	含まないこと	×
		クロム	mg/kg	4300(0.43%)	1.0%未満	○
	溶出量	P C B	mg/L	0.011	0.003 未満	×
		鉛	mg/L	0.09	0.3 未満	○
		クロム	mg/L	0.05 未満	1.5 未満	○

岡川左岸第1号樋門

調査箇所	項目		単位	試験結果	基準値	判定
扉体鋼材部	含有量	P C B	mg/kg	1.1	0.50 以下	×
		鉛	mg/kg	400	含まないこと	×
		クロム	mg/kg	100(0.011%)	1.0%未満	○
	溶出量	P C B	mg/L	0.0005 未満	0.003 未満	○
		鉛	mg/L	0.03 未満	0.3 未満	○
		クロム	mg/L	0.05 未満	1.5 未満	○

岡川左岸3号樋門

調査箇所	項目		単位	試験結果	基準値	判定
扉体鋼材部	含有量	P C B	mg/kg	3.2	0.50 以下	×
		鉛	mg/kg	100 未満	含まないこと	×
		クロム	mg/kg	100 未満 (0.01%未満)	1.0%未満	○
	溶出量	P C B	mg/L	0.0005 未満	0.003 未満	○
		鉛	mg/L	0.03	0.3 未満	○
		クロム	mg/L	0.05 未満	1.5 未満	○

(2) 塗膜除去

既設塗膜より、低濃度 PCB、鉛が検出されているため、既設塗膜の除去は湿潤化による工法（塗膜剥離剤処理）を行うこと。塗膜剥離においては、保護具等を着用し、十分な換気を行い、作業員の安全を確保すること。また、塗膜くずが、周辺地域に流出しないよう飛散防止措置を行うこと。

(3) 塗膜くず処分

塗膜剥離剤で除去した、有害物質を含む塗膜くずは PCB 無害化処理認定施設で処分すること。（別途阿南市契約）

4. 試運転

- (1) 機器の設置後、試運転・調整を行い、異常がないことを確認し、異常がある場合は監督員と協議すること。

5. 総括打合せ

受注者は、工事実施に先立ち、工事に関する総括打合せを発注者で行うものとする。

6. 工事工程

受注者は、毎月末の進捗状況をその翌月 10 日までに監督員に報告するものとする。

7. 建設副産物の適正処理

建設副産物の搬出にあたっては、その適正な処理を確認するために、追跡調査を実施する場合がある。

8. 建設発生土の搬出について

本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出を予定しており、10t ダンプトラック以下の車両により行うものとする。

搬出先：株式会社ヒロックス 太龍鉦山建設残土処理場

運搬箇所：阿南市加茂町黒河 22-10

受入区分：普通土 1t 当りの処分料金 1,000 円（消費税を含まない）

受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処分が可能であるか確認すること。

また、他事業との調整により工事間流用が可能となる場合、搬出先を変更する場合がある。その他、適切な処理が可能で他の受入場所がある場合は、監督員と協議のうえ、変更することができる。

なお、建設発生土については、積算基準に基づき単位体積重量 1.8t/m³ とし、「処分費等」として取り扱うため、間接工事費等の算出に留意すること。

9. 再生利用のための建設副産物の搬出

本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。

(1) 廃プラ

受入場所：阿南市中大野町シル谷 197 (有)リフレッシュ阿南 大野工場

(2) 木くず

受入場所：阿南市中大野町シル谷 197 (有)リフレッシュ阿南 大野工場

搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

10. 交通誘導警備員

本工事においては交通誘導警備員を 30 人計上しているが、施工前に安全対策の協議を監督員と行い、必要に応じて変更するものとする。

11. 通行規制手続き等

本工事の通行規制に関しては、工事施工前に監督員と受注者において協議を行い、規制形態の最終判断については原則所轄警察署の「道路使用許可」によるものとする。

工事施工については通行規制の手続き完了後から施工を行うものとする。

現場の通行規制形態が全面通行止又は車両通行止として道路使用許可を得た場合、規制開始の 1 週間以上前より、通行者及び通行車両に対する事前周知として、施工箇所周辺に案内看板を設置する等の措置を行うこと。また、規制開始時及び規制解除時には関係機関に連絡すること。

現場の規制形態が全面通行止又は車両通行止の場合、施工に伴う間接工事費の負担増となる事項が想定されないため、地域補正（一般交通影響有①及び②）は適用しないものとする。

ただし、地元調整等により、監督員・受注者双方で協議した規制内容の変更が生じた場合は、地域補正（一般交通影響）の適用について協議すること。

1 2.安全対策

受注者は現場条件、構造物の構造及び施工方法等を考慮し、足場工等の安全対策を実施するものとする。

1 3.天災対策

地震発生等の天災に備えて、特に人命の安全確保を最優先したうえで、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

1 4.河川区域内における工事

本工事は、一級河川那賀川水系桑野川及び一級河川那賀川水系岡川の河川区域内における占用工事であることから、河川法の規定による占用許可条件等を遵守し、台風及び豪雨等により出水の恐れがある場合については事前に対策を講じるなど、工事に起因する被害が生じないように努めること。現場における施工可能期間は、非出水期（11月～5月）を予定している。

1 5.その他

その他、必要と認められるものについては、その都度監督員と協議するものとする。